

(案)

動物愛護管理のあり方検討小委員会の設置について

平成 22 年 月 日

動物愛護部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 動物愛護部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、動物愛護管理のあり方検討小委員会を置く。
- 2 動物愛護管理のあり方検討小委員会は、動物の愛護及び管理に関する法律附則第 9 条に基づく平成 17 年改正法の施行後 5 年を目途とした法の施行の状況の検討と、その結果に基づいた所要の措置について検討を行う。
- 3 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 4 動物愛護管理のあり方検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、動物愛護部会の決議とすることができる。